

○東京藝術大学アートヴィレッジ利用者選考要項

〔平成25年1月17日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学アートヴィレッジ内規（以下「内規」という。）第4条第2項の規定に基づき東京藝術大学アートヴィレッジ（以下「藝大アートヴィレッジ」という。）利用者の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の選考)

第2条 藝大アートヴィレッジの創作アトリエ利用者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者とし、学内公募により選考する。

- (1) 選考年度の4月1日現在（以下「基準日」という。）において、本学美術学部卒業生又は本学美術研究科修了生のうち、原則、卒業又は修了後10年以内の者
- (2) 基準日において、優れた芸術活動を行っている者

(利用申請)

第3条 藝大アートヴィレッジ創作アトリエの利用を希望する者（以下「利用候補者」という。）は、次の各号に掲げる書類を美術学部長に提出するものとする。

- (1) 履歴書（別紙様式）
- (2) 芸術活動歴（ポートフォリオ等。様式任意）

(選考方法等)

第4条 利用者は、各年度末までに利用候補者の中から内規第12条に規定する東京藝術大学アートヴィレッジ運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審議し、教授会の承認を経て学部長が決定する。

(選考人数)

第5条 利用者の選考人数は、1棟につき1人とする。

(選考結果の通知及び報告)

第6条 利用者に係る選考結果については、文書により通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるものの他、利用者の選考等に関し必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）

志望理由
利用者となった場合の創作アトリエ利用方法